

No.9 2002年5月発行

淀川水系 流域委員会 委員会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

- 第9回委員会の内容.....P.1
- ご意見をお伺いする会の概要.....P.8
- これまで開催された委員会および部会等について.....P.14
- ◇ 当日資料の閲覧・入手方法.....P.15

平成14年3月30日(土)、第9回委員会が開かれました。



【国立京都国際会館にて】

委員会委員リスト

2002.3.30現在
(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	備考(兼任)
1	芦田 和男 (委員長)	河川環境一般	京都大学 名誉教授 財団法人 河川環境管理財団 研究顧問	-
2	池淵 周一	水資源(水文学、水資源工学)	京都大学防災研究所 教授	猪名川部会
3	今本 博健	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学 名誉教授	淀川部会
4	植田 和弘	経済	京都大学大学院経済学研究科 教授	-
5	江頭 進治	河道変動	立命館大学理工学部 教授	琵琶湖部会
6	嘉田 由紀子	地域・まちづくり (環境社会学、文化人類学、住民参加論)	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	琵琶湖部会
7	川上 聡	地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーク・市民活動)	川の会・名張 事務局、 近畿水の塾幹事	淀川部会
8	川那部 浩哉 (琵琶湖部会長)	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長	琵琶湖部会
9	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授	琵琶湖部会
10	宗宮 功	水質(水質工学)	京都大学大学院工学研究科 教授	琵琶湖部会
11	谷田 一三	動物(河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授	淀川部会
12	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員 (幅広い分野の人のネット とコーディネイト)	川とまちのフォーラム・京都 世話役	淀川部会
13	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員 (自然・環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	琵琶湖部会
14	寺田 武彦 (淀川部会長)	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会 元委員長	淀川部会
15	中村 正久	水環境(環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所 所長	琵琶湖部会
16	尾藤 正二郎	マスコミ	神戸親和女子大学文学部 教授	-
17	梶屋 正	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	淀川部会
18	水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授	琵琶湖部会
19	三田村 緒佐武	環境教育(水環境教育、生 物地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授	琵琶湖部会
20	吉田 正人	自然保護(自然保護、生態学)	財団法人 日本自然保護協会 常務理事	-
21	米山 俊直 (猪名川部会長)	水文化	京都大学 名誉教授 大手前大学 学長	猪名川部会
22	鷺谷 いづみ	植物(植物生態学、保全生態学)	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授	-

注:対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

第9回委員会の内容

19名の委員が出席して、委員会が行われました。前半の部では一般からのご意見をお伺いする会が行われ、9名の方から意見発表を頂きました。後半の部(会議)では、委員会の中間とりまとめに関する議論が行われました。

第9回委員会(2002.3.30開催)結果概要(暫定版)

庶務作成

1. 決定事項

- ・4月11日の全体勉強会に向けて、全委員に対して、委員会および各部会の中間とりまとめ案(資料2-1、2-2、2-3、資料3)について意見照会を行う。

2. 審議の概要

(1) 前半の部:ご意見をお伺いする会

本日の会について

庶務より、意見発表者候補の選出の考え方と結果について説明が行われた。

一般からの意見発表と意見交換

9名の意見発表者を前半5名、後半4名に分け、1人7分(その後の質疑応答3分)で発表頂いた。また、前半、後半ごとに委員と発表者を交えて意見交換を行った。意見交換の際には一般傍聴者からの発言も募り、1名から発言があった。

(2) 後半の部:会議

各部会の中間とりまとめ状況報告と意見交換

資料2-1、2-2、2-3を用いて各部会の中間とりまとめの状況が報告され、意見交換が行われた。

各部会のとりまとめでは、共通する部分はできるだけ委員会にまかせ、地域の特性や独自性を出していくことなどが確認された。

委員会の中間とりまとめに関する議論

資料3「中間とりまとめ案」について説明が行われ、委員会の中間とりまとめに向けた意見交換が行われた。主な議論としては下記のとおり。

- ・流域全体として水需要管理を実施することの重要性について
- ・「洪水被害を無にすることは不可能であり、受忍することも必要」という考え方やその表現方法について
- ・川と人をつなぐ役割を果たす「河川レンジャー」や「流域センター」の重要性、具体的なイメージ、記述の仕方などについて

河川管理者からの説明

滋賀県および淀川工事事務所より、配布された資料(資料5、資料6)について説明が行われた。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者6名から発言があった。

3. 主な意見

(1) 部会の中間とりまとめについて

<とりまとめの方針>

- ・部会ごとの特性のある部分についてまとめるにも、委員会での基本的な変革の理念がなければ書きにくい。委員会で基本的な理念、考え方、施策について議論を深めるべきである。
- ・言葉の使い方について各部会との整合性が必要である。「一定の頻度」、「時々」、あるいは「受忍」「共生」といった言外に重々しい意味をもつものもある。委員会での議論を部会でのとりまとめにも反映させていきたい。
- ・各部会の中間とりまとめには、それぞれの部会の特色が出ている。しかしその反面、特化している部分や欠落している部分が存在する可能性もあるのではないかと考える。部会の中間とりまとめの扱いをどのようにするのか問題提起しておきたい。
- ・莫大な社会的コストをかけて流域委員会は行われてきた。日本の河川行政において画期的な具体案を出したという所までいかなければ、社会が納得しないのではないかと考える。具体的な提案として、流域センターくらいまでは委員会、部会共通で提案することを挙げたい。
- ・大まかな方向性は明らかになってきているが、その実現可能性や相互の矛盾をまとめて行くために、技術的、科学的な問題に翻訳していくことが必要と考える。それにはモデルを使って予測することが重要である。起こってはいけないこと、望ましいことを挙げ、何らかの形で技術的な問題に翻訳できなければ、特に環境に関しては指針が出せないということになってしまう。
- ・河川整備計画は20、30年を対象としているが、段階的対応が非常に大事である。50年、あるいは100年、200年後の中・長期の目標を見据えた上でこの30年を考えていくことを全部会でも考えて議論して欲しい。
- ・目標の設定についても抽象的表現に終始せず、どの時点でどれくらいの環境を復元の目標とするのか、水害頻度についても、どれくらいの頻度を目標とするのか等、中間とりまとめにも盛り込み具体性のあるものにしたい。
- ・治水、利水に比べ、環境の目標設定については、遠い目標をどこへ置いて議論すればいいのかが明確ではない。流域ごとに目標とすべき状態に差があるかと考える。

<治水>

- ・猪名川部会の場合、浸水の問題が重要な課題である。「受忍」という時、住民の痛みをどう考えるのが問題である。起こり得る条件によつての複数の目標設定の中でよりよい方向性を示していきたい。
- ・洪水という概念の捉え方には、単なる増水、水害、その中間概念もあり得るが、定義を統一しておかないと、受け取る側に混乱が生ずる恐れがあると思う。
- ・言葉は既に使われてきたものであり、この流域委員会で定義することには、賛成できない。しかし、誤解を生じないよう、きちんと規定し、中間とりまとめの中で矛盾しない使い方をするのがよいのではないかと。

<環境について>

- ・琵琶湖の水位管理については生態系にとって好ましい水位管理を実施した場合などの代替案を確定し、そのことによる治水、利水への影響等シミュレーションして検討したい。
- ・「多様な生物」という言葉が出ているが、そこに本来いてはいけないようなものでも、種類が多ければいいと誤解され兼ねない。「川にふさわしい」、「地域にふさわしい」という言葉を付けたほうが良い。

<総合的な対応>

- ・治水、利水、環境の3つの柱は、どれとどれが対立しているというのではなく、すべてが人間社会を守ることに繋がっていると、これは非常に大事な考え方である。

- ・治水、利水、環境の3つの柱がどれも大事であるが、1つの川の中では相互矛盾が起こる。「受忍」とは一方向的に堪え忍ぶのではなく、様々な工夫で自然からの影響をしなやかに受け止めるという意味で全体的な考え方として入れないと、3つの柱を両立させることは難しい。大事なキーワードである。

<計画の推進について>

- ・流域センター、河川レンジャーについては、水防団の高齢化等による弱体化を念頭に、水質、生態系、あるいは安全といった環境監視、また、子供達が川に親しみ、学べる場の提供、川に関わるNPO等への支援、それらを総合的に含めた多様な役割を担えるものを考えている。また、河川レンジャーには権限の付与、報酬、或いは保険制度のようなものも必要ではないか。
- ・レンジャー制度は既に行政レベルで実施されているが、ここでは民が担うというところが要点である。どのような役割、権限を持たせるかが大きな課題である。うまく機能させるシステム作りが重要である。各部会が統一した見解を持って提案すべき部分である。
- ・最終的な河川整備計画ができる段階では、全体のマジョリティーを形成しているかどうか、具体的に複数の案にして、流域住民の考えを聴くプロセスが必要と考える。このことを中間とりまとめに入れたい。手法として、無数の選択肢をつくるのではなく、幾つかのシナリオにまとめて、住民に提示するシナリオワークショップのような方法も良いのではないかと。

(2) 委員会への中間とりまとめについて

<現状とその背景>

- ・「水路が変わっていった」という表現があるが、全く人工的な小さなサイズのものを連想させ、違和感がある。「変化の乏しい川に変わっていった」にしてはどうか。
- ・淀川の大きな特性である琵琶湖についての記述が少ないのではないかと。利用面での漁業、湖面利用の問題、環境面の琵琶湖のダム化に伴う渚の消失や内湖、湿地等の水辺の問題についてもふれてほしい。
- ・どの川にも当てはまる現状と背景との印象を受けた。例えば、木津川は砂河川で、自浄作用を生かせることや、琵琶湖が利水・治水両面でダムとして使われていることなど、琵琶湖・淀川らしい前書きにして欲しい。

<整備計画の基本的な視点>

- ・6.「整備計画の推進のあり方」に具体的な手段が書き込まれているが、その根拠となること、例えば、科学的な認識、生態的な理解に基づく計画でなければならない、「流域委員会につながっていくような仕組みづくりが求められる」等を「基本的な視点」で書き込む必要がある。

<治水・防災>

- ・「受忍」について、猪名川部会では、上下流のバランスについて、幾つかの浸水のシミュレーションをし、その情報をもとにした順位を議論した上で、「受忍」という言葉を使っている。自然は完全に制御できない以上、そういった情報を与えられた上で「受忍」という言葉があると思う。
- ・「受忍」について、民主的な組織の中でどのように実現していくのか、流域全体としての合意形成は容易ではない。
- ・「受忍」とは、今まで防水地策で一生懸命やってきたが、「治水対策でできるところは限界がある」ということである。このような言い方がわかりやすいのではないかと。
- ・浸水を防ぐより、浸水した方が良い選択である場面もありえるのではないかと。「受忍」という言葉が独り歩きしないよう、地域社会のあり方や水害に対する取り組みといった中で書かないと難しい。

- ・猪名川部会での「受忍」についての議論では公平ということが背景になければならないということになった。実際に存在する浸水する可能性のある地域については、浸水対策をセットで描かないと合意は難しい。
- ・河川整備計画の政策転換を基本的にして行けば、ハザードマップなどの情報を周知徹底することを前提に、従来国の責任であった浸水被害を自己責任として対応するような社会的常識に変わっていく可能性がある。長期的には国の責任の範囲が変わり、都市計画の権限をもつ地方自治体にもゾーニングの責任が生じる等、法的に影響すると思われる。社会的な対応をやった上で、一定の受忍を求めるとことは書いておくべきである。
- ・明治以降、中央集権的にやってきた河川行政の結果、被害に対して個人が自己責任を負わない構造がつくられてきた。「受忍」という部分は河川行政の基本的な構造と哲学が変わるという意味で大事である。また、自治体が合併などで大きな組織へ向かう方向の中で実効性を持たせるためには、権限を持たせた流域センターのようなものをつくって、行政と地域社会をつなぐことが重要である。
- ・自治という観念が長い時間をかけて成熟してきたものでは現状において、住民へのリスク受忍の説明の仕方について、考え方あるいは方向性を伺いたい。
- ・居住地をどう選択するかと関わってくる問題であるが、居住地を自ら選択できる現代社会においては、都市計画のような形で行政が住宅開発などへの指導をどこまで義務化できるか、情報を得た上で覚悟して住むという社会的理解をどのように作っていくのが問題である。法的には専門家のバックアップを期待している。
- ・住民のリスク受忍については、将来、リスク分配の可能な社会がくるであろうという方向性のイメージとしては理解できるが、中間とりまとめで「受忍すべき」と書くことには疑問がある。書かなければ動かないとも、現状からかけ離れすぎているとも考えられる。判断が難しい。
- ・自然環境や自然条件に平等はあり得ない。にもかかわらず平等にしようと、水のないところに水を引いてくるなどの結果が矛盾やひずみを引き起こしてきた。「受忍」を求めることが難しいが、共通認識を形成することに向かって努力していくべきではないかと考える。
- ・「受忍」について、全て自主責任だと言うのではなく、全て国が責任を持つところから、揺り戻す方向が必要であるという立場である。
- ・「受忍」という言葉からは暗いイメージを連想する。考え方としては大事であるが、言葉を変えてはどうか。
- ・下流の流域全体として、中小の川の洪水を考えると、下水道と河川の整備について等、水質に限定せず、具体的な河川工学の議論がなかった。今後議論していきたい。
- ・「受忍」ということについて3-2(2)「社会的な視点を含めた検討」及び、4-1(1)「洪水防御の基本的対応」でふれられているようだが、前回よりも後退した表現になっている。単なる社会制度の検討ではなく、もっと踏み込んで、一定のリスクに対するリスクの配分である。一般住民もリスクを分配しあうということを、委員会全体できちんと議論し、意思統一して言うべきと考える。このことは将来の水害訴訟で国や行政の義務範囲のレベルにも影響してくる部分である。
- ・「受忍」できない部分は何かを書き込むべきである。人命損傷に加えて、病院施設、上下水道、電気などのライフラインも緊急に回復される、或いは被害を最小限にとどめるなど書くべきだと思う。
- ・「受忍」を考えると、洪水の特徴として被害を受けるところは限られる。社会全体として受忍できても、実態としては全体でリスクを分配することになるのか、言いっぱなしになる可能性はあるが、「社会制度の検討」という表現はやむを得ないのではないかと。
- ・4-1(1)「洪水」「設備対策について」は従来と殆ど変わっていない。の「洪水防御の基本的対応」に対応して対策が少なくとも代替案として書かれるべきである。洪水の可能性が

あることを知らされている状態では、それなりのリスクを負わなければならないということとは基本的にあるはずである。また、洪水の起こる場所は限られているが、それに対して受忍できるような状態を社会的にどのように作っていくかは考える必要がある。その上でこの委員会と言うべきと考える。

- ・「受忍」については、当事者が納得できることが根本的に必要である。洪水制御の部分で法的に整備しながら、都市計画との整合や、土地利用計画と情報の交換を義務づけるなど制度的な縛りをいれながら、地域社会がどれだけ主体的に責任を持てるかについても、具体的に書き込むことが必要である。具体的には河川流域センターのようなところに権限を持たせ、ここで地域環境マネージャーや河川レンジャーといった人々が一種のインタープリターとなって地域社会と行政をつないでいくためのシステムをつくることを提案したい。

< 利水と河川利用 >

- ・「需要管理」とともに「供給管理」からの視点も必要である。降雨、気温には需要、供給の両面がある。供給サイドとしての管理も考えなければならない。
- ・「水需要管理」ということが、4-2(1)のところで書かれているが、これは基本的な柱の部分に書かなければ意味がない。現在も利水に関してはフルプランに基づいて管理がされている。利水の部分では単なる節水問題ではなく、根本的な理念の転換として、「水需要管理」を基本的施策の柱として入れる必要がある。
- ・「水需要管理」の部分では、具体的に農業用、工業用水利権の調整まで挙げるのか議論の必要がある。

< 環境 >

- ・淀川部会で、スーパー堤防にすることによって、高水敷が不要となり、堤外地に生態系にやさしい、横断的な連続性の確保された空間ができるという議論があった、このことも付け加えるべきではないか。
- ・水質はこの40年で極めて悪化したことは事実である。そのための方策として、内湖や沿岸湿地帯の部分は4-3(2)「生物の生育・生息環境」で触れられているが、水質の側面を強化する意味で、4-3(1)「水量・水質」の3つ目の「このため、安全な」の安全の前に「水を育む水系を目指して、自然の浄化機能の保全・修復（内湖・沿岸湿地帯・河床等の復元）」という文言を挿入して欲しい。

< 河川整備、維持管理における総合的対応 >

- ・川が運ぶものとして、水以外に土砂が重要である。ダムの堆砂や河川改修による土砂の動きの変化によって河床の低下を招くなど、21世紀に対応せざるを得ない問題である。もっと基本のところでも触れるべきだと思う。

< 情報の共有とパートナーシップ >

- ・行政と住民と一緒に調査などを実施し、実態を知っていきながら進めて行く仕組みを河川整備計画にどう組み込んでいくかが重要である。その上で地域の特性を生かし、また再生させる方法を組み込まなければいけない。

< 流域（管理）委員会等の設置 >

- ・流域委員会を作るには、意志決定機構としての委員会だけでなく、工学的な技術のバックグラウンドを支援するテクニカルな河川管理委員会、環境も含めた生態系に関する専門委員会など複合的な組織にするべきである。
- ・6-2「流域（管理）委員会等の設置」となっているが、組織のように見える。「流域センターの設置」と頭出しをして、具体的に書くのがよいのではないかと。また、流域センターに普通の人たちが立ち寄るように河川管理と共に、もう1つの柱として、河川のフィールドミュージアムのような楽しみの機能を付与することも提案したい。
- ・流域センターと河川レンジャーについては、新たな雇用創出、子供の育成の場、さらには未来の河川レンジャー、河川管理者等、川に関わる人材の養成の場としても位置づけたい。

- ・流域センターの設置には賛成であるが、流域が地域として区分されている。もう少しきめ細かく流域を区分して整理する必要があるのではないか。
- ・流域センターで、良い研究者、学者を育ててもらいたい。場合によっては教育機関にしてもいいのではないか。
- ・流域全体の管理を決定できる、専門家委員会や行政なども含んだ組織があることが一番重要である。これは重々しく、住民が立ち寄れなくても仕方がない。また琵琶湖・淀川水系は広域であるが全体計画を立てるコアの流域センターが必要である。また、ランチとしてのサブエリアはあっていいと思う。
- ・「川づくりマイスターの養成」を提案している。川づくりの専門家をつくり、長期に一貫して河川を管理していく仕組みが将来必要になるのではないか。
- ・全河川にフィールドミュージアムのようなものが必要である。河川レンジャーのようなインタープリターのたまり場があり、子供達が遊びに寄れるような教育的施設が必要である。併せて、河川公民館的な地域での河川の問題について話し合う場が常設されていることが重要である。特に浸水被害など問題のある流域に優先的に設置するなどのバランスをとっていくことも考えられるのではないか。

<一般傍聴者の意見>

- ・河床を低下して、川幅を広げることで、ダムの問題を解決することができないか。
- ・淀川の河口で高水敷のないところが約18kmある。ここに、潮汐のエネルギーや太陽の光などの自然エネルギーを使って水を浄化するシステムである“うつろ”の技術をつかい、ワンドのような“うつろ”を作れば淀川を平常流量で1日に流れる400tの水を1回の潮汐で浄化することが可能と考えられる。干潟の造成などに応用できるのではないか。
- ・毛馬に浄化用水があり、ポンプを据えてはどうかという提案があった。下流から汲み上げれば淀川へ流れ、淀川の水をくみ上げれば市内河川に入るように設計されている筈である。活用を考えてみてはどうか。
- ・中間とりまとめ(案)は優先順位について配慮されているところがない。事の重要度、緊急性等を勘案して優先順位を考えるような表現が欲しい。
- ・水質については下水道と河川との関係ということではなく、ライフスタイルを背後に持った問題であり、緊急で、重要性も高い問題である。ぜひ触れて欲しい。
- ・越流しても決壊しない構造ということが議論になっているが、実現性はかなり低いと思う。河川管理者はいたずらに幻想を持たせるようなことを軽々に公表すべきではない。
- ・現在の都市における社会構造では、意見集約は非常に困難である。全員を集めるか選挙という方法で意見の集約を図る必要があると思う。その意味で河川レンジャーに権限や義務、報酬を与えるという考えは甘いのではないか。夢を膨らますべきではないと思う。
- ・琵琶湖の魚や貝は危機的な状況にある。食材がなければ伝統食を後世につなげていくことはできない。そのようなことも委員会で検討していただきたい。
- ・高水敷利用の運動公園の堤内地への移動について、両論併記的にあいまいな表現になっている。「運動公園の堤内地への移動」という言葉を付け加えていただきたい。また、ゴルフ場と都市型公園を堤内地への移動に追加を希望する。
- ・年間数百万人が河川敷を利用し、1次的に川に近づくきっかけをつくっているという意味で河川公園の役割は極めて大きい。運動公園の堤内地への移設については慎重に検討してほしい。

以上



説明資料一覧
配布資料

資料名		提供主体	ボリューム ()は頁数	資料請求 No
議事次第		庶務	A4(1)	R09-A
資料1	意見発表者と応募意見等	庶務	A4(21)	R09-B
資料1補足	各意見発表者の説明資料	意見発表者	A4(5)A4(3)A4(7) A4(17)A4(4)A4(13)	R09-C
資料2-1	琵琶湖部会の中間とりまとめ状況	庶務	A4(14)	R09-D
資料2-2	淀川部会の中間とりまとめ状況	庶務	A4(15)	R09-E
資料2-3	猪名川部会の中間とりまとめ状況	庶務	A4(16)	R09-F
資料3	中間とりまとめ(案)	庶務	A4(17)	R09-G
資料3補足	中間とりまとめ(案)に対する各委員からの提案	庶務	A4(11)	R09-H
資料4-1	検討課題についての意見整理資料(案)	庶務	A4(26)	R09-I
資料4-2	委員および河川管理者から提出された検討項目、ご意見とりまとめ表(案)	庶務	A3(18)	R09-J
資料4-3	一般からのご意見とりまとめ表(案)	庶務	A3(10)	R09-K
資料5	情報共有のための資料：滋賀県提供 「琵琶湖の環境保全について(マザーレイク21計画)への取り組み」	河川管理者	A4(9)	R09-L
資料番号なし	マザーレイク21計画(琵琶湖総合保全整備計画);滋賀県提供 *	河川管理者	A4(100)	R09-M
資料番号なし	マザーレイク21計画(琵琶湖総合保全整備計画) <ガイドブック>:滋賀県提供 *	河川管理者	A4(16)	R09-N
資料6	情報共有のための資料： 河川管理者提供「自然豊かな淀川をめざして」	河川管理者	A4(23)	R09-O
参考資料1	第8回委員会(2002.2.21開催)結果概要(暫定版)	庶務	A4(7)	R09-P
参考資料2	委員および一般からの意見	庶務	A4(18)	R09-Q
参考資料3	検討スケジュール(案)	庶務	A4(1)	R09-R

注1：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.15の「当日資料の閲覧・入手方法」をご覧ください。

注2：「*」のついた資料は部数の関係上閲覧のみ可能です。

注3：「 」のついた資料は原本はカラーとなっていますが一般傍聴者には白黒コピーを配付した資料です。ホームページでは、カラーで閲覧頂けます。

説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。尚、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

ご意見をお伺いする会の概要

第9回委員会の前半の部では、「ご意見をお伺いする会」が行われました。意見発表者9名を、前半4名、後半5名に分け、1人7分で発言して頂き、各発言の後に委員との質疑応答や意見交換が行われました。最後に一般傍聴者からの発言も含めて議論が行われました。

以下の発言については、現在確認作業中ですので、今後、修正・変更の可能性があります。

意見発表者からの主な意見と質疑応答（抜粋）

1. 流域委員会への提言

- ・「ダムは不要だ」「治水を語るのはもう古い」といった論調を増幅するマスコミによって、サイレントマジョリティーの声がかき消されているのではないかと。本当のマジョリティーの意見が河川整備計画にどう反映されていくのか、心配している。
- ・「アメリカでは、新規のダム建設は行っていない」「アメリカでは、堤防を廃して氾濫域を想定している」といったことが盛んに言われ、これを援用した議論も多く見受けられる。また、先日の琵琶湖部会で「琵琶湖総合開発事業が琵琶湖の面積を狭めた」という発言があった。いずれも、必ずしも事実とは言えないのではないかと。誤った情報に流された議論はするべきではない。
- ・流域委員会では水質に関する議論が十分になされていない。水質は国土交通省の管理外かもしれないが、流域委員会には国土交通省への適切な助言・提案をお願いしたい。
- ・最後に、河川管理者に申し上げたい。「破堤を避けるために溢流させて、致命的な被害を回避する」という夢のような工法が本当に可能なかどうかははっきりするまでは、いたずらに幻想を抱かせるようなことは語らないで頂きたい。

委員：アメリカのダム撤去についてですが、私なりに勉強したり現地に見に行ってみたりしたのです。やはりアメリカでは、ダムの功罪について検証され、今後はダムをつくらないということになっていると思います。これまでつくってきたダムについても、取り壊して生態系の回復していく取り組みが進んでいると思います。

発表者：ダムを取り壊している事例があるのも確かですが、いまなお使われているダムもたくさんあります。「どちらか一方だけを強調して語ってはならない」というのが、私の意見です。

委員：サイレントマジョリティーの意見を聴くための具体的な方法はあるのでしょうか。また、建設省に勤められていたときに、具体的にどのようにしてサイレントマジョリティーの意見を聴かれたのでしょうか。

発表者：選挙で選ばれた代表者の集まりも、ある程度はサイレントマジョリティーの意見を代表していると思います。しかし、対象が1000万人を超えるようなこの流域委員会の場合、本日のような会で本当に住民の声を聴いたことになるのかどうか、疑問に思っています。また、私が建設省に勤めていたときの経験についてですが、サイレントマジョリティーの声を聴くために、地元の中に入って、直接地元の方と話をしました。あと、先ほど言えなかったことなのですが、河川技術者にはもっと自信を持って欲しいと思います。プロフェッショナルには、事実を知らない人たちを説得していく責任もあると思います。

2. 丹生ダムと湧水シミュレーション

- ・2/1の第7回委員会において、河川管理者より淀川の利水について詳細な説明が行われた。過去30年間のシミュレーションの結果、30年のうち7年は淀川下流部の確保可能水量が日最大取水量を下回ってしまうと報告され、あらためて湧水の脅威が強調された。河川管理者はこの説明によって、暗に丹生ダムの必要性を正当化しようとしたのではないかと。
- ・しかし、このシミュレーションは淀川下流部の上水と工水（いわゆる都市用水）のみを対象にしたもので、農業用水は対象から外されていた。河川管理者は農業用水の取水報告を受けていないため、農業用水の水利権全量をあらかじめ淀川下流部の確保可能水量から差し引いて、シミュレーションを行っていた。
- ・淀川下流部では、この50年間で農地の宅地転用がドラスティックに進み、農地面積はピーク時の1/4にまで減少している。1998年の農業用水の取水状況（朝日新聞 1999.10.17）を見ても、日最大取水量は80万 m^3 であり、これは水利権全量145万 m^3 /日の55%に過ぎない。
- ・この数値を河川管理者のシミュレーションに反映させ、あらためて再計算してみると、30年のうち2年だけ確保可能水量が日最大取水量を約4 m^3 /s下回るという結果となった。ちなみに、この約4 m^3 /sという数値は、大川と神崎川の維持流量を6%だけカットすれば容易に確保できる水量である。
- ・また、河川管理者の説明で、昭和14～16年の琵琶湖の湧水シミュレーションも行われた。過去80年間の既往最大の湧水が発生すれば、琵琶湖水位はBSLマイナス1m64cmになり、これを利用最低水位であるマイナス1m50cmにおさえるためには、ダムからの9100万 m^3 の補給が必要として、河川管理者は暗に丹生ダムの必要性を示唆した。
- ・しかし、これについても、1998年の農業用水の取水状況を適用して再シミュレーションした結果、水位低下はマイナス1m52cmにとどまり、なお不足する2cm分については、維持流量を9日間だけ50%カットすることでクリアできることがわかった。
- ・あるいは、このような緊急時にこそ、琵琶湖総合開発で対策が施されているマイナス2mまでの補償対策水位を適用してもいいのではないかと。

発表者：マイナス2mまで琵琶湖の水位を下げれば、琵琶湖沿岸の漁業は壊滅的な打撃を受けてしまうということも、ご理解頂きたいと思います。

発表者：もちろん、漁業も大事ですから、簡単に水位を下げていいとは思っていません。しかし万一の場合には、やはりマイナス2mの水位を適用すべきだと思っています。産業に大きな影響が出ないように、琵琶湖総合開発事業によって対策が施されたわけですから。

委員：大変重要なご指摘だと思いました。数字の上での水利権と実際の利用に乖離があるということでした。行政はこの乖離を把握できないのですね。ですから、このことを踏まえた上で計画を立てなければならぬと思います。



3. オープンな環境アセスメントの必要性

- ・野鳥の会 京都支部では、活動のひとつとして「桂川環境マップ」を作成しています。これは、嵐山から三川合流まで22km区間の野鳥生息調査と環境調査の結果を示したもので、年ごとに比較すると、環境の変化が手に取るように見えてきます。
- ・そもそもこのような調査をはじめたきっかけは、1997年に桂川のカワウがアユを捕食するという理由から京都府がカワウの駆除を実施したことにあります。野鳥の会は何のデータも持っていなかったため、駆除を黙って見ていることしかできず、あらためてデータの必要性を痛感し、調査を開始したのです。その結果、カワウによる被害状況と野鳥の会の調査結果が大きく異なり、駆除が中止されることとなりました。
- ・自然環境モニタリングの必要性に関する某研究所発行の書籍にも、長期観察による生物生息データが環境指標として最も重要な役割を果たしていると記されています（因果関係はわかりませんが、近ごろ、野鳥の会へのデータに関する問い合わせが多いのです。野鳥の会では、特別な理由がない限り、データの提供は行っていません）。
- ・自然環境モニタリングや環境アセスメントで採用されるデータについては、質が良いものではなくてはなりません。野鳥の会による長期にわたった様々な調査結果を環境指標として活用できるのであれば、社会にも大いに貢献できるのではないかと考えております。
- ・野生動物等の生息調査などを野鳥の会が担当し、データのまとめやデザインをアセスメント専門家が行う、といったように、複数の機関がデータを共有して、オープンな環境アセスメントを行うことはできないのでしょうか。

委員：データの提供は行ってないということについて、少し詳しく教えてください。確かに野鳥の会は専門家の集まりだと思いますが、専門家であるならば、きちんと調査結果を論文として公表することも大切だと思います。

発表者：アセスメントを仕事にされている方は収入目的でデータが必要なわけですが、自分たちで調査をせずに、データを提供してくださいというのは、おかしいと思います。まずは自分の足で歩き、その目で川を見て欲しいと思います。もちろん、事業の内容によっては、データを提供することもあります。例えば、桂川の環境を守るためでしたら、よろこんで国土交通省にデータを提供します。

委員：私は木津川水系の水質調査に取り組んでいます。調査データはすべてホームページ上で公開しています。しかし、動植物のデータは水質のデータとは違い、例えば稀少動物のデータを公開すると悪徳業者に利用されるといったことも考えられます。データの扱いには慎重にならざるを得ないと思います。

委員：野鳥が環境指標になるというおもしろい提案でした。お話を聞いていて、野鳥が川に集まるのは、そこに魚がいるからではないかと思いました。

発表者：その通りだと思います。ですから、野鳥が環境のバロメーターになるのだと思います。

4. ダム工事による濁水、農業排水、流量低下。今、琵琶湖の魚は最悪の状況にある。

- ・姉川水系にできる3つのダムに付随する道路拡幅工事、護岸工事によって異常な濁水が流れてきている。今朝も、昨夜からの雨の影響もあって、大変な濁水が流れていた。
- ・頭首工での取水によって、河川流量が減少している。1.8m³/sという水量では姉川と高時川の合流地点に届かない。最低3m³/sの水が流れなければならないことが実証されている。
- ・その一方で、アユの活動が活発になる4月中頃から、農業排水による濁水化、富栄養化が激しくなる。ほ場整備という農業のあり方が漁民の生活を圧迫し続けている。
- ・懸念事項としては他にも、冷水病によるアユの弱体化、外来種による琵琶湖固有種の補食、水上バイクが排出する化学物質による水質汚染等があげられる。
- ・今、琵琶湖の魚は最悪の状況の中にある。このような状況で、琵琶湖の漁業者が生き残っていただけるのだろうか。非常に心配している。

委員：春先から夏にかけての水温変化の影響について、現場では何か感じてらっしゃいますか。魚は水温にも微妙に反応すると思うのです。

発表者：私はアユ種苗を取り扱う業者でもあるのですが、10年前までは全国シェアの60～70%を琵琶湖のアユが占めていたのですが、昨年度は40%にまで落ち込みました。おそらく冷水病による影響だろうと思います。ダムの下流域、或いは放水口ではアユはどんどんとれなくなっています。それが実状です。

委員：アユの話で少し補足します。天然アユの遡上は微妙な水温で決まります。4 まで動きません。5、6、7 と微妙に変化しはじめると、アユは遡上をはじめます。しかし、ダムによる水温変化によって、遡上が早まったり遅くなったりしています。また、ダムの影響によっても珪藻類は変化します。ですから、決定的な影響があると思います。

委員：この50年間で何もかもが大きく変わってしまいました。その結果として、昔と今でどう違っているか、お話を聴かせてください。

発表者：やはり国の政策によって、ここまで環境が悪化したのだと思います。対策も後手に回っています。特に滋賀県では、琵琶湖270億tの水質改善がほとんど進んでいません。昔、漁に出るときは水筒を持っていかず、湖の水をそのまま飲んでいました。漁師の視点から水質悪化に関して言えば、一番大きな要因は農業排水にあると思います。

5. 自然史観点による河川の望ましい姿の検討の提案

- ・淀川大堰より上流のわんどの底を3m程度採取して調査している。わんどのたまっていて泥の堆積年代や珪藻遺骸、花粉の組成等を詳しく調査することによって、流域の変化を把握し、人と川とのかかわりの歴史を見いだそうと思っている。
- ・例えば、戦中の空襲時のものと思われる炭が濃縮している泥の層や、昭和初期に頻発していた洪水によって流されてきたと思われる砂が大量に混じっている層、淀川大堰竣工によってそれまでとは全く違った性質の泥がたまっている層等、わんどの泥を調査することによって、人の影響が少なかった過去の淀川から、人の影響が大きくなっていった現在の河川への変遷を知ることができる。
- ・河川のあるべき姿を考えるためには、やはり現在の環境をきちんと評価しなければならない。現在の環境を評価する時には、過去における人間と川との関わりの歴史を把握して考えなくてはならないのではないか。



- ・川は、生まれ育って死んでゆくものである。人間が「川はこうあるべきだ」と決めつけるのではなく、川自身が自然に育ってゆくようなシステムが必要ではないか。人間は100年、200年かけて淀川を改変してきたのだから、同じだけの時間をかけて、ゆっくり元に戻すアプローチがあってもよいのではないか。

委員：私には、都市河川で古環境が復元できるとは思えないのですが、いかがでしょうか。アマゾンのようなところでしたら、それも可能だと思うのですが。

発表者：確かに淀川のわんどは特異な環境ですから、古環境を復元するのは難しいと思います。ただ、何らかの流域の変化というのはわかると思います。今は1箇所だけの調査ですが、周辺の複数箇所でも同じ調査を実施すれば、はっきりしてくると思います。

6. 猪名川、藻川への思い

- ・戦後、猪名川・藻川の河川改修が進んだことで洪水の脅威は薄れつつあるが、同時に住民の洪水に対する危機意識も低下している。感謝の日などを設けて、防災への心構えを喚起し高めていかなければならない。
- ・猪名川・藻川の河川改修後、「猪名川の自然と文化を守る会」の活動と関係者の努力によって、旧猪名川堤防や自然林が保全され、緑豊かな景観が形成された。自然の少ない尼崎では、猪名川・藻川が果たす役割は大きく、市民や子供たちの憩いの場として活用されている。
- ・島の内（猪名川、藻川に囲まれた地域）全域の堤防で、車の乗り入れを禁止し、市民が安心してウォーキング、ジョギングを楽しめるように配慮した堤防作りを望む。

7. 水辺は人と自然を結ぶ接点

- ・カヌーは、人間が自然と接するための道具として非常に有効な乗り物です。カヌーで遊び、自然の中から学ぶ。稲作文化に負けない人類社会のあり方を模索し、新しい社会を構築してゆくための道具がカヌーなのです。
- ・しかし、鉄の矢板によって、人が川に近づけないところばかりです。人が水に近づき、カヌーも簡単に降りられるようにスロープや緩傾斜の階段がつかれないでしょうか。こうすれば、大人はもちろん、幼い子どもでも水の中に入っていきます。
- ・日本カヌー協会では「水辺の学校」「カヌー祭り」「三川合流イベント」などの行事を予定しています。助成金等のご協力をお願いいたします。

委員：木津川の上流に期待することや、下流への思い、特に水質についてお話を聴かせてください。

発表者：昔、子どもたちは川に遊びに行っていました。しかし、学校にプールができた途端、先生が「川は危険だ」と子どもたちに教えています。しかも、木津川のことを知らない先生が子どもたちに教えているのですから、ちょっと釈然としません。いっそのこと、プールをやめて、川か海で授業をすればいいのではないかと考えてしまいます。



8. 草津川の歴史とわたしたち

- ・草津川は、奈良時代には東大寺・石山寺の造営にあたって多くの木が伐採され、江戸時代には灯火用に松の根が掘り起こされてきました。草津川上流の田上山の砂質が花崗岩であるため、雨のたびに砂が川の流れ込んで河床が上昇し、その結果、幾多の洪水被害をもたらしてきました。そして、洪水対策のために砂をかきだし、堤防に積み上げ、やがて、草津川は天井川になりました。
- ・「くさつ・自然環境を考える会」は市民運動のための十分な知識をもって活動をはじめたわけではありませんでしたが、その時その時立ち足はかかる問題に知恵を出し、ネットワークを通じて力を借り、活動を続けてきました。また、草津市が開催してきたシンポジウムやフォーラムに参加してきましたが、それはやはり「道路ありき」のシンポジウムでありフォーラムだったと思います。
- ・そこでわたしたちは、自分たちでみずからフォーラムを開催しました。行政関係の方や諸先生方にも参加して頂き、歴史的観点、まちづくりの拠点、子どもたちの環境教育といった視点から、草津川を考えてきました。
- ・子どもたちの人格形成のためには、草津川の自然と触れ合いながら育っていくことが必要不可欠だと思います。また、市民の憩いの場として、災害避難公園として、草津川が利用されることを望んでいます。その決定については、行政だけで決定するのではなく、市民とのパートナーシップに基づいて、市民にとって何が一番良いのかを考え、100年後に「あの決定は間違いではなかった」と言えるような答えを見つけだしたいと思っています。

発表者：ご意見としては、天井川を切り下げることに反対されておられるのでしょうか。それとも、道路にするのが反対なのでしょうか。

発表者：両方です。願わくば、堤防はそのままにしておいて頂きたいと思っています。

9. 川のすがた、川への思い

- ・私たちは周囲の自然環境とさまざまなやりとりをしながら暮らしています。今、私たちはいろいろなものの中にいて、それがすべて当たり前ようになって、周囲の自然環境が見えなくなっているのだと思います。私たち「水と文化研究会」は、周囲のものがもう一度見えるようにしていきたいという思いで、活動を続けています。
- ・13年間の活動を通じてわかったことは、昭和30年代くらいまで連綿と受け継がれてきた水を使い回し、うまく循環させる生活文化でした。かつては、集落を流れる川に川門（かわと）という洗い場をつくったり、排泄物を畑に運び肥料として利用したり、お風呂に使う水を川から汲んで日なたで暖める等、水を循環させるための生活の工夫がありました。
- ・遠くなってしまった水を近づける、いえ、私たちが遠くなってしまった水に近づいていくために、暮らしの中にある水の記憶を1つずつたどっていくことによって、いろいろなヒントが得られるのではないかと思います。地域の水環境は、地域の方が一番良く知っています。

委員：水は使い回す生活では、女性の仕事が大変きつかったと思います。上下水道によって衛生的になり、仕事の負担は減り、喜んでおられる方も大勢いると思います。そこで質問なんです。そういった状況で、水を使い回してゆくという昔の知恵を復元することはできるでしょうか。もう、あんなしんどいのは嫌だ、という意見も強くあると思うのです。

発表者：確かにその通りですね。水道が入り、洗濯機ができ、まず喜んだのは女性だと思います。そういった意味で、水の問題等を考えるときのキーになるのは女性ではないかと思っています。

これまで開催された委員会および部会等について

第9回委員会(平成14年3月30日)までに、以下の会議が開催されています。

	会 議	開 催 日		会 議	開 催 日
委 員 会	第1回委員会	平成13年2月1日(木)	淀 川 部 会	第1回 淀川部会	平成13年5月9日(水)
	第2回委員会	平成13年4月12日(木)		第2回 淀川部会(現地視察)	平成13年6月2日(土)
	第3回委員会	平成13年6月18日(月)		第3回 淀川部会	平成13年7月6日(金)
	第4回委員会	平成13年7月24日(火)		第4回 淀川部会(現地視察)	平成13年8月9日(木)
	第5回委員会	平成13年9月21日(金)		第5回 淀川部会(現地視察)	平成13年8月11日(土)
	第6回委員会	平成13年11月29日(木)		第6回 淀川部会(現地視察)	平成13年8月19日(日)
	第7回委員会	平成14年2月1日(金)		第7回 淀川部会	平成13年9月10日(月)
	第8回委員会	平成14年2月21日(木)		第8回 淀川部会	平成13年10月31日(水)
琵琶 湖 部 会	第1回琵琶湖部会	平成13年5月11日(金)		第9回 淀川部会	平成13年11月26日(月)
	第2回琵琶湖部会(現地視察)	平成13年6月8日(金)		第10回 淀川部会	平成13年12月17日(月)
	第3回琵琶湖部会(現地視察)	平成13年6月25日(月)		第11回 淀川部会 (意見聴取の会含む)	平成14年1月26日(土)
	第4回琵琶湖部会	平成13年8月22日(水)		第12回 淀川部会	平成14年2月5日(火)
	第5回琵琶湖部会	平成13年10月12日(金)		第13回 淀川部会	平成14年3月14日(木)
	第6回琵琶湖部会	平成13年11月1日(木)	猪 名 川 部 会	第1回 猪名川部会	平成13年5月23日(水)
	第7回琵琶湖部会(現地視察)	平成13年11月20日(火)		第2回 猪名川部会(現地視察)	平成13年6月7日(木)
	第8回琵琶湖部会	平成13年12月21日(金)		第3回 猪名川部会(現地視察)	平成13年6月21日(木)
	意見聴取の試行のための会	平成13年12月21日(金)		第4回 猪名川部会	平成13年8月7日(火)
	第9回琵琶湖部会	平成14年1月24日(木)		第5回 猪名川部会	平成13年10月9日(火)
	第10回琵琶湖部会 (意見聴取の会含む)	平成14年2月19日(火)		第6回 猪名川部会	平成13年12月18日(火)
第11回琵琶湖部会	平成14年3月13日(水)	第7回 猪名川部会		平成14年1月18日(金)	
		第8回 猪名川部会 (意見聴取の会含む)		平成14年1月27日(日)	
		第9回 猪名川部会		平成14年2月15日(金)	
		第10回 猪名川部会		平成14年3月4日(月)	
そ の 他			設 立 会	平成13年2月1日(木)	
			発 足 会	平成13年2月1日(木)	
			第1回 合同懇談会	平成13年2月1日(木)	

当日資料の閲覧・入手方法

以下の方法で資料の全文を閲覧、または入手することができます。

ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページ

会議で使用した資料は、ホームページで公開しております。アドレスは以下の通りです。

<http://www.yodoriver.org>



郵送

郵送による資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)

ご希望の方は、別紙の「FAX送信票」にご記入のうえ、FAXまたは郵送で庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

別紙

淀川水系流域委員会
ご意見用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 淀川水系流域委員会へのご意見をご記入ください。

寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承ください。

2. 下記にご記入下さい。

団体・会社名()

ご住所(〒)

TEL()

E-Mail()

お名前()

別紙

淀川水系流域委員会傍聴申込
および資料請求用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 委員会または部会への傍聴を希望される方は、下記に希望する会議の名称と開催日をご記入下さい。会議開催の4日前までに傍聴を受け付けた場合は「受付のお知らせ」ハガキをお送りします。会議のお知らせは、「会議開催のお知らせ」のチラシ、ホームページ等を参照下さい。

開催日 例) 月 日	会議名 例) 第 回淀川部会		

2. 委員会、部会等で提出された資料の郵送を希望される方は、各会議の説明資料一覧をニュースレター、ホームページ等で参照いただき、下記に送付を希望する資料の提出された会議名称、資料請求 No と資料名、必要な部数をご記入下さい。

会議名称 例) 第6回淀川部会	資料請求 No 例) Y05-E	資料名 例) 資料3-2 現状説明資料(淀川水系の京都府下7河川の漁業について)	部数 例) 1

3. 下記にご記入下さい。(必ず ~ 全てにご記入下さい)

団体・会社名()

ご住所(〒)

TEL()

E-mail()

お名前(複数名での傍聴を申し込まれる場合には、全ての方のお名前をお書き下さい。)

淀川水系流域委員会 委員会ニュース No.9

2002年5月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....
研究員：新田、柴崎、桐畑

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL:(06)6341-5983 FAX:(06)6341-5984

E mail:k-kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局 / 淀川工事事務所 / 琵琶湖工事事務所 / 大戸川ダム工事事務所 / 淀川ダム統合管理事務所 / 猪名川工事事務所 / 猪名川総合開発工事事務所 / 木津川上流工事事務所 / 水資源開発公団 関西支社 / 滋賀県 土木交通部河港課 / 京都府 土木建築部河川課 / 大阪府 土木部河川室 / 兵庫県 土木部河川課 / 奈良県 土木部河川課 / 三重県 伊賀県民局 等

* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。